

京都市訓令甲第 21 号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長、上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 4 条第 1 項表以外の部分中「別表第 1 局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長、都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項」を「別表第 1 局長及び担当局長（環境政策局ごみ減量担当局長、文化市民局スポーツ担当局長、都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項」に、「課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策調整第一課長、情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項（これらの項中別に定めるものを除く。）」を「課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策企画課長、情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項」に改め、同項の表中「担当局長（）の右に「環境政策局ごみ減量担当局長、」を加え、「政策調整第一課長」を「政策企画課長」に改める。

第 7 条を削る。

別表第 2 上下水道局長の項の次に次の 1 項を加える。

総務部長	(1) 1 件 20,000,000 円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。
	(2) 1 件 100,000,000 円以下の工事請負契約に関すること。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。
	(3) 1 件 1,000,000 円以下の不用物品の売却及び交換契約に関すること。

別表第 2 経営・防災担当部長の項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を削る。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)